

告 示

埼玉県告示第千五百四十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十八年十二月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十八年十一月十八日

二 特定非営利活動法人の名称

NPO法人狭山市民後見センターみのり

三 代表者の氏名

小倉 昭子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県狭山市入間川千二百四十七番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、知的・発達障害者等の預金通帳等の預かり、収入支出の管理、施設や病院等との契約、日常生活用品以外の購入の契約、また、身上の監護等を通して知的・発達障害者等の保護者の役割を果たすとともに、彼等が人として健康で楽しい生活が送れることのできるよう支援し、福祉の増進に寄与することを目的とする。